

道路運送車両の保安基準及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について

1. 背景

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）では、車両全般に共通する安全・環境基準を定めるほか、旅客自動車運送事業用自動車については、その輸送の安全を確保する観点からさらに厳格な基準が定められています。

近年、車両の安全性の向上や運行面の安全対策の徹底等により、乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車についてはその安全性が向上していることを踏まえ、今般、旅客自動車運送事業用自動車に係る規制の一部を見直し、保安基準及び細目告示について所要の改正を行うこととします。

また、乗車定員 11 人以上の自動車について、より使い易いノンステップバスの設計・開発を実現するため、乗車定員に占める座席定員の割合の基準を廃止することとし、細目告示について所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要

○乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車について、次の基準を廃止します。

- ・座席の寸法（細目告示第 28 条、第 106 条、第 184 条関係）
- ・通路の幅と高さ（保安基準第 23 条、細目告示第 33 条、第 111 条、第 189 条関係）
- ・乗降口の大きさ、構造等（細目告示第 35 条、第 113 条、第 191 条関係）
- ・緩衝装置及び座席が旅客に与える振動、前方の座席との間げき等（細目告示第 77 条、第 155 条、第 233 条関係）

○乗車定員 11 人以上の自動車について、乗車定員に占める座席定員の割合は 3 分の 1 以上であることとする基準を廃止します（細目告示第 29 条、第 107 条、第 185 条関係）

3. スケジュール（予定）

公布・施行 平成 27 年 5 月上旬（予定）